

福祉の職場の皆さまが安心して働けるために加入いただける制度です

加入した皆さまは退職時に退会給付金を受け取ることができます！

さらにお祝金や見舞金等を受け取ることができ、貸付も利用できます！



新しく加入した  
あなたへ

## 第1種共済事業

加入者本人と事業主がそれぞれ掛金を毎月負担します  
納めた掛金に応じて退職時に 退会給付金 が支給されます

(1) 毎月の掛金の計算方法 … ①と②の合計が、毎月の掛金額になります

- ① 本人負担分： 本俸月額 \_\_\_\_\_ 円 × 20 / 1000 = \_\_\_\_\_ 円 (最大 4,000 円)  
 ② 事業主負担分： 本俸月額 \_\_\_\_\_ 円 × 20 / 1000 = \_\_\_\_\_ 円 ( " )

- ・ 掛金は本俸月額の 1,000 分の 40 で、加入者本人と事業主が本俸月額の 1,000 分の 20 ずつ負担します
- ・ 毎月の掛金の上限は 4,000 円です
- ・ 掛金額は毎年5月に決定し、翌年の4月まで同額を納めます

掛金は出産・育児・業務上の傷病等による休業時も継続して納める必要がありますので、ご注意ください



退会給付金の割増率表

加入期間	割増率
3年未満	1
3年以上4年未満	1.1
4年以上5年未満	1.2
5年以上6年未満	1.3
6年以上7年未満	1.4
7年以上8年未満	1.5
8年以上9年未満	1.6
9年以上10年未満	1.7
10年以上11年未満	1.8
11年以上12年未満	1.9
12年以上13年未満	2
13年以上14年未満	2.1
14年以上	2.2

(2) 退会給付金の金額 … 掛金や加入期間に合わせて計算されます

退会給付金の目安 (※下の表は一例です。昇給や退会月により金額が変わります)

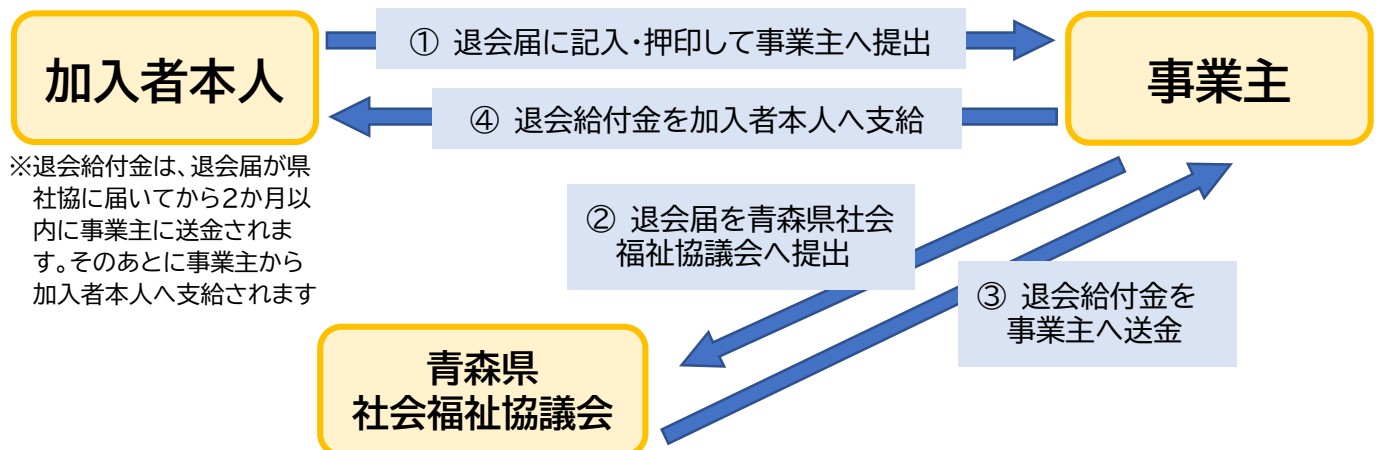
納付年数	本人掛金 3,000 円 / 月額 (本俸 15 万円)		本人掛金 4,000 円 / 月額 (本俸 20 万円)	
	本人掛金	退会給付金	本人掛金	退会給付金
1年	36,000 円	36,360 円	48,000 円	48,480 円
3年	108,000 円	122,402 円	144,000 円	163,203 円
5年	180,000 円	245,982 円	240,000 円	327,977 円
10年	360,000 円	716,630 円	480,000 円	955,508 円
13年	468,000 円	1,120,921 円	624,000 円	1,494,561 円
20年	720,000 円	1,943,574 円	960,000 円	2,591,437 円

※ 退会給付金は加入期間 1 ヶ月以上で支給されます



加入期間が長いほど退会給付金が多くなります

(3) 退会給付金が支払われるまで



※退会給付金は、退会届が県社協に届いてから2か月以内に事業主に送金されます。そのあとに事業主から加入者本人へ支給されます

## あなたの生活を応援 ～お祝金等と貸付～

この制度では退会給付金に加え、働いている間のお祝い事などでお祝金を受け取れるほか、必要な資金を借りることができます。どちらも事業主を通じての申請が必要です。

### 慶弔見舞金の給付

結婚のお祝金や入院時の見舞金等が給付されます。

加入してすぐ  
利用可能！

結婚祝金	出産祝金	入院見舞金	災害見舞金	死亡弔慰金
10,000 円	1人につき 5,000 円	1ヶ月以上3ヶ月未満 3,000 円	半焼・半壊の場合 10,000 円	20,000 円
		3ヶ月以上6ヶ月未満 5,000 円	全焼・全壊の場合 20,000 円	
		6ヶ月以上 10,000 円	※災害見舞金の半焼・半壊の場合には住家の床上浸水を含む	

### 必要資金の貸付

住宅のリフォーム、車の購入、教育資金等に活用できます。

加入して1年  
で利用可能！

- ・ 利用条件 …… 加入期間1年以上
  - ・ 貸付限度額 …… 申込時点で積み立てられている退会給付金の範囲内(最大 200 万円)
  - ・ 償還期間 …… 10 年以内
  - ・ 利率 …… 年利 3%
  - ・ 償還方法 …… 毎月の給与から事業主が天引き(元利金均等の月賦償還)
- ※ 連帯して債務を負担できる連帯保証人が 1 名必要となります

### 第2種共済事業

第1種共済のオプションの制度です  
事業所の規程に基づき一部の方が加入しています  
加入している場合は収めた掛金に応じて退会給付金が支給されます

#### 第2種共済退会給付金の目安

納付年数	掛金 4 万円/年額	掛金 8 万円/年額	掛金 14 万円/年額
1 年	40,400 円	80,800 円	141,400 円
3 年	122,416 円	244,832 円	428,456 円
5 年	206,080 円	412,160 円	721,281 円
10 年	422,670 円	845,342 円	1,479,352 円
13 年	557,891 円	1,115,787 円	1,952,633 円
20 年	889,558 円	1,779,125 円	3,113,477 円

※ 掛金は事業主が全額負担し、4 口(40,000 円)から 14 口(140,000 円)の範囲で金額を選択できます

#### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 総務課 県共済担当  
〒030-0822 青森市中央三丁目 20 番 30 号

☎:017-723-1391  
(平日 8:30~17:00)